

大牟田市地域強靱化計画

令和3年2月

令和6年4月改定

大牟田市

～目次～

第 1 章 計画の策定趣旨、位置づけ

1. 策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の進捗管理	2

第 2 章 計画の基本的な考え方

1. 基本目標	3
2. 事前に備えるべき目標	3
3. 計画を推進する上での基本的な方針	3

第 3 章 大牟田市の地勢・人口

1. 地勢	5
2. 人口	5

第 4 章 大牟田市の既往災害事例

1. 風水害	7
2. 土砂災害	8
3. 火災	8
4. 地震・津波災害	9

第 5 章 脆弱性評価と計画の推進方針

1. 脆弱性評価の考え方	10
2. 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	10
3. リスクシナリオの設定	11
4. リスクシナリオ及びそれらを回避するために必要な取組み	12
5. 脆弱性評価と計画の推進方針	15

第 1 章 計画の策定趣旨、位置づけ

1. 策定の趣旨

近年、気候変動等に伴い、全国各地でこれまでに経験したことのない豪雨等による洪水・土砂災害が発生しており、東日本大震災では、未曾有の被害が広範囲にわたり発生し、我が国の社会・経済システムの脆弱性が露呈した。また、全国各地で大型台風による甚大な被害も発生している。

本市においては、令和 2 年 7 月豪雨災害の被害を受け、現在も復旧・復興に向けた取り組みを進めているところである。

これらの経験は、これまでの復旧・復興を中心とした「事後対策」ではなく、平常時からの「事前防災・減災」の重要性が認識されることとなった。

また、長年にわたって築かれてきた生活や経済の基盤である社会資本の老朽化対策が、極めて大きな課題となる時期を今後迎えることから、これによって社会生活や経済が機能不全に陥ることがないように、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に進めることが急務となっている。

このような中、国においては、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向け、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が施行され、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」（以下、「国基本計画」という。）が閣議決定された。（令和 5 年 7 月 28 日、国基本計画の改定について閣議決定）

また、福岡県においては、平成 28 年 3 月に「福岡県地域強靱化計画」（以下、「福岡県計画」という。）が策定された。（令和 4 年 3 月改定）

本市においても、国基本計画及び福岡県計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた「地域の強靱化（災害に強いまちづくり）」を推進するため、「大牟田市地域強靱化計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものである。

2. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、本市の地域強靱化に関する事業を総合的かつ計画的に推進するための指針となるべきものとして位置付けるものである。

そのため、策定に当たっては国基本計画及び福岡県計画、大牟田市総合計画、大牟田市地域防災計画等と調和を図ることとする。

3. 計画の期間

本計画は、大牟田市総合計画との整合性を図るため、計画の期間は令和 5 年度から令和 10 年度末までを計画期間とする。

ただし、国や福岡県の動向及び社会情勢等の変化、大牟田市総合計画の進捗状況等により、必要に応じ計画期間の見直しを検討する。

4. 計画の進捗管理

本計画は、概ね5年後のあるべき姿を見据えつつ、各事業の進捗状況や目標値の達成状況等を踏まえ、必要に応じ掲載事業の見直し・改善を行う。

第 2 章 計画の基本的な考え方

1. 基本目標

国基本計画及び福岡県計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下のとおり設定する。

基本目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

2. 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、大規模地震又は風水害が発生した場合に、事前に備えるべき目標を次のとおりとする。

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、食料の安定供給、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 情報通信、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (5) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3. 計画を推進する上での基本的な方針

事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりという国土強靱化の理念を踏まえるとともに、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故、平成 26 年 8 月豪雨に伴う広島土砂災害、平成 28 年熊本地震、平成 29 年 7 月九州北部豪雨等をはじめ、本市が大きな被害を受けた令和 2 年 7 月豪雨災害など、過去の災害から得られた教訓を活かし、以下の方針に基づき推進する。

(1) 地域の特性に応じた事業の推進

○施設等の効率的かつ効果的な維持管理（社会資本の老朽化対策）

公共施設やインフラ施設の老朽化に対応するため、長寿命化計画の策定等を通じ、効率的かつ効果的な維持管理を行う。

○地域強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備

学校や地域住民と連携した防災教育・防災訓練を行い、人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、地域における強靱化推進の担い手の育成・確保に努める。

○高齢者、障害者、乳幼児等への配慮

災害時にすべての住民が円滑かつ迅速に避難できるよう、消防団員や民生委員・児童委員など、地域住民の避難に携わる人材の安全確保にも留意した上で、高齢者、障害者、乳幼児等の実情を踏まえたきめ細やかな対策を講じる。

(2) 事業の効果的な組み合わせ

○ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、期間を要することから、比較的短期間で一定の効果を得ることができる訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に事業を実施する。

○災害時におけるデジタル技術の活用

デジタル技術を活用することで、災害時、人命救助をはじめとする重要な防災情報を適確かつ迅速に関係機関等へ共有し、災害対策に住民の多くが有する携帯端末等へ SNS やホームページ等などを通じた防災情報の配信を行う。また、発災後の個人情報管理や被災者支援等の管理を行うにあたって、セキュリティなどを勘案したうえで、デジタルを活用した迅速な被災者支援を確保する。

○関係機関との連携の強化

国や県との連携はもとより、有明定住自立圏域を含む近隣自治体や指定地方公共機関等との連携も重要であることから、平常時から訓練等を通じて連携強化を図り、災害時の応援体制を確保する。

○「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせと官民の連携

地域強靱化を効果的に推進するためには、行政による支援（公助）のみならず、自分の身は自分で守ること（自助）や、地域や自主防災組織、NPO等で協力して助け合うこと（共助）が不可欠であり、これらを適切に組み合わせ、官（国、県、市町村等）と民（地域住民、事業者等）が連携し一体的に取り組む。

(3) 地域強靱化の取組姿勢

○PDCAサイクルの実施

地域強靱化は長期的な視野を持って計画的に取り組むことが重要であるが、一方で、大規模自然災害はいつ起こるとも知れないことから、短期的な視点に基づきPDCAサイクル（Plan-Do-Check-Act）による進捗管理を行うことで、事業の確実な進捗を図るとともに、見直し・改善を行う。

第3章 大牟田市の地勢・人口

1. 地勢

本市は、熊本県と隣接する福岡県の南端に位置し、東西 14.1km、南北 10.9km、総面積 81.45km²である。

北はみやま市に、南は熊本県荒尾市に、東を熊本県南関町に隣接し、東を緩やかな丘陵地と西を干拓地や埋立地に挟まれた低平地が中央に広がっており、沿岸部は干満の差が大きい有明海の潮の影響を受けやすいが、市街地は、住宅地及び工場群が混在し、産業による発展を遂げてきた。

また、有明圏域定住自立圏の宣言中心市として重要な役割を担う。

(1) 地 形

本市の地形を概観すると、東部の山地斜面である三池山を最高峰として有明海に向けて 400m以下の丘陵地から順に標高を下げて台地・段丘、低地の微高地の自然堤防や砂州、低地の一般面等の沖積平野、干拓地、埋立地等に分かれ、主に平野部が多くを占める地形である。

東を緩やかな三池丘陵と称される三池山(387.5m)、大間山(225.2m)、上徳山(258.1m)、鳥ヶ谷(273.5m)を峰とし、有明海へ向けて順次、稻荷山(180.7m)、三塚山(149.4m)、高取山(139.6m)、甘木山(91.34m)等の台地、市街地部の沖積平野と農業や工業用地として利用される干拓地、埋立地とに分類できる。

また、臨海部には干潟、海上には初島及び三池島の二つの人工島がある。

(2) 水 系

本市域を流下する河川は、県が管理する二級河川 7 河川(隈川、白銀川、白銀川放水路、堂面川、長溝川、大牟田川、諏訪川)と市が管理する準用河川 1 河川(手鎌野間川)、普通河川 32 河川があり、有明海に注いでいる。

また、市内にはため池が 138 カ所あり、農業水利の他に、動植物の貴重な生息・生育の場になっている。

2. 人口

人口は、大正 6 年の市制施行時の 67,810 人が、昭和 4 年の三川町編入で 102,530 人(33%増)、昭和 16 年の銀水村・三池町・駛馬町・玉川村の編入で 179,338 人(42.5%増)となった。昭和 20 年の終戦の年には 127,677 人となったが、昭和 35 年の 208,887 人をピークとして、令和 5 年現在では、106,145 人(令和 6 年 3 月 1 日・住民基本台帳)となり最盛期から以降は減少傾向を示している。

第4章 大牟田市の既往災害事例

1. 風水害

本市において過去に発生した災害は、台風や集中豪雨による風水害あるいは土砂災害等である。

(1) 台風による災害

台風シーズンには、台風の経路が九州及び福岡県の西部を通過するような経路を取る時に災害が発生している。これらの被害状況を見ると、人的被害は比較的少ないものの、高潮による海岸堤防の決壊や河川の氾濫による家屋への被害が最も多く、耕地への被害も発生している。

■台風による主な災害履歴

年 月 日	被 害 状 況
明治 38 年 7 月 18 日	新地町の堤防決壊、浸水家屋約 440 戸、被災者 2,420 人
大正 3 年 8 月 25 日	満潮時（潮位 11.76m）に新地町、諏訪町、三川町の堤防決壊 死者 7 人、流失家屋 10 戸、全壊家屋 30 戸 浸水家屋約 2,000 戸
昭和 2 年 9 月 13 日	満潮時の高潮（増高 3m）で河川はん濫 死者 1 人、行方不明者 3 人、橋梁流失 10 カ所 床上浸水 1,432 戸、床下浸水 4,421 戸
昭和 5 年 7 月 18 日	死者（行方不明者）4 人、負傷者 5 人 全壊家屋 47 戸、破損家屋 4,337 戸 床上浸水 115 戸、床下浸水 320 戸
昭和 17 年 8 月 27 日 台風 16 号（高潮）	小浜町の堤防決壊 死者（行方不明者）12 人、重軽傷者 21 人 流失家屋 46 戸、全壊家屋 120 戸、半壊家屋 191 戸 床上浸水 4,580 戸、床下浸水 2,477 戸
昭和 25 年 9 月 14 日	満潮時に高潮が襲来 死者 1 人、床上浸水 10 戸、床下浸水 137 戸
昭和 60 年 8 月 29 日 ～9 月 1 日 台風 12,13 号	最低気圧 977.6hPa、瞬間最大風速 43.6m/s 死者 1 人、重軽傷者 6 人
平成 3 年 9 月 14 日 台風 17 号	最低気圧 972.7hPa、瞬間最大風速 54.3m/s 軽傷者 4 人
平成 3 年 9 月 27 日 台風 19 号	最低気圧 942.8hPa、瞬間最大風速 52.6m/s 重軽傷者 7 人、半壊家屋 11 戸

(2) 洪水・浸水害

土砂災害や河川の氾濫・浸水害等の災害と降雨の間には密接な関係にあり、大雨が降れば何らかの災害が発生している。

また、一様な強さでしかも断続的な雨よりも、集中的に降る大雨の場合の方が多く発生し、被害も大きくなるようである。

最近では令和 2 年 7 月豪雨災害によって、これまで経験したことがないような豪雨に見舞われたことで、死傷者及び多数の家屋被害等が発生した。

■洪水・浸水害による主な災害履歴

年 月 日	被 害 状 況
明治 22 年 7 月 5 日 洪水	三池郡 13 カ村洪水 全流亡建物 2 戸、半流亡建物 16 戸 道路破損箇所 458 カ所、同破損延長 2,554m 橋梁破損 103 カ所、堤防決壊 83 カ所、洪水耕地 687ha
昭和 10 年 7 月 2 日 豪雨	1 週間 (6/26～7/2) に 674mm 全壊家屋 1 戸、半壊家屋 3 戸 床上浸水 281 戸、床下浸水 2, 249 戸
昭和 28 年 6 月 25 日 ～6 月 29 日 豪雨	最大日雨量 209.4mm、累計雨量 438.4mm 死者 1 人、重軽傷者 6 人、床上浸水 144 戸、床下浸水 1,719 戸
昭和 33 年 8 月 13 日 ～8 月 14 日 豪雨	排水ポンプに落雷 床上浸水 1,018 戸、床下浸水 5,150 戸
昭和 37 年 7 月 1 日 ～7 月 9 日 豪雨	最大時間雨量 97.0mm、最大日雨量 287.4mm、累計雨量 952.85mm 死者 1 人、重傷者 2 人、住宅流失 8 戸(37 人) 住宅全壊 27 戸(137 人)、住宅半壊 17 戸(94 人) 床上浸水 1,744 戸(8,168 人)、床下浸水 8,725 戸(38,200 人) 道路の半壊 38 カ所、崖崩れ 87 カ所、橋梁の損壊 57 カ所 堤防の決壊は白銀川 3 カ所、諏訪川 2 カ所、堂面川 1 カ所
昭和 37 年 8 月 16 日 豪雨	集中豪雨により市内の大半が停電 健老町の排水ポンプが停止、健老町で床上浸水約 30 戸 常盤町、上官町、通町、明治町、馬込町方面で床下浸水 160 戸 電話線地下ケーブルに浸水、一時不通 落雷による死者 1 人、仮死状態 1 人
昭和 38 年 6 月 29 日 ～7 月 2 日 豪雨	馬込川堤防の決壊 (3 カ所) 床上浸水 1,025 戸、床下浸水 3,451 戸 田畑の冠水約 1,000ha、崖崩れ 8 カ所 被災者 10,857 人
平成 2 年 7 月 2 日 ～7 月 3 日	最大時間雨量 65.0mm、最大日雨量 215.0mm、累計雨量 524.9mm 床上浸水 550 戸、床下浸水 3,040 戸
令和 2 年 7 月 6 日 ～7 月 7 日 豪雨	最大時間雨量 99.0mm、最大日雨量 448.0mm、累計雨量 733.0mm 床上浸水 1,266 戸、床下浸水 1,054 戸 死者 2 名、重軽傷者 9 名 道路の損壊・埋没 201 カ所、崖崩れ 102 カ所、橋梁の損壊 3 カ所

2. 土砂災害

本市の過去の主な土砂災害は大雨や地震の影響から発生したものがほとんどである。令和2年7月豪雨災害においては、市内各地で土砂災害が発生し、家屋等に大きな被害を及ぼすものもあった。

■土砂災害の主な履歴

発生時期	発生場所	発生現象
平成9年 7月9日	新勝立町	崖崩れ
平成13年 7月12日 7月13日	馬込町1丁目 大字教楽来	崖崩れ
平成17年 5月27日	大字教楽来	落石
平成23年 6月19日	大字櫟野	崖崩れ
令和2年 7月6日	大字上内、大字岩本、大字今山、他	崖崩れ、地滑り、他

※崩壊土砂量が100m³以上を抽出

3. 火災

本市における過去10年間（H25～R4）の火災発生状況は、建物火災を中心として累計で432件となっている。

また、これらの火災による人的被害は、過去10年間で死者21人、負傷者54人、り災者605人となっている。

■過去10年間における火災発生等の状況

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
建物火災	35	24	28	20	19	21	20	23	12	32	234
林野火災	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	4
車両火災	8	0	2	2	3	0	3	4	3	2	27
船舶火災	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
航空機火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の火災	31	19	9	17	16	13	16	9	14	22	166
合 計	74	43	39	39	42	34	39	37	29	56	432
死者数	4	1	8	0	4	1	1	0	0	2	21
負傷者数	6	4	13	2	5	3	3	5	4	9	54
り災者数	112	56	112	26	33	49	32	37	31	117	605

出典：大牟田市消防本部

4. 地震・津波災害

観測開始以降、本市において観測された最大震度は、福岡県西方沖地震と熊本地震の際の震度 4 が最大となっている。ともに津波は発生しておらず、人的被害は比較的少なかったものの、家屋や公共施設への被害が生じている。

■地震・津波の災害履歴

年 月 日	被害状況
寛政4年旧暦4月1日 (1792年新暦5月21日) 島原眉山崩壊	普賢岳の火山活動の影響による地震で眉山が崩落。 島原と対岸の肥後・天草に大津波が襲来し、大きな被害を与えた。(大牟田市の被害不明)
平成17年3月20日 福岡県西方沖地震	震度4、軽傷2名 一部破損 住宅2件、事業所4件 公共施設にも若干被害有
平成28年4月16日 熊本地震（本震）	震度4、軽傷1名 一部損壊 住宅5件、非住家2件 公共施設にも若干被害有

■大牟田市近郊における地震活動履歴

発生時期	名称又は震源地	規模 (M)
679 年[天武 7 年]	筑紫大地震	6.5～7.5
1706 年[宝永 3 年]10 月 26 日	筑後（震央熊本北方付近）	不明
1723 年[享保 8 年]12 月 19 日	肥後・豊後・筑後	6.5
1792 年[寛政 4 年]5 月 21 日	雲仙岳	6.4
1831 年[天保 2 年]11 月 14 日	肥前	6.1
1889 年[明治 22 年]7 月 28 日	熊本地震	6.3
1894 年[明治 27 年]8 月 8 日	熊本県中部	6.3
1922 年[大正 11 年]12 月 8 日	千々石湾（長崎県）	6.9
1922 年[大正 11 年]12 月 8 日	千々石湾（長崎県）	6.5
2005 年[平成 17 年]3 月 20 日	福岡県西方沖地震	7.0
2016 年[平成 28 年]4 月 14 日	熊本地震（熊本地方）	6.5
2016 年[平成 28 年]4 月 16 日	熊本地震（熊本地方）	7.3

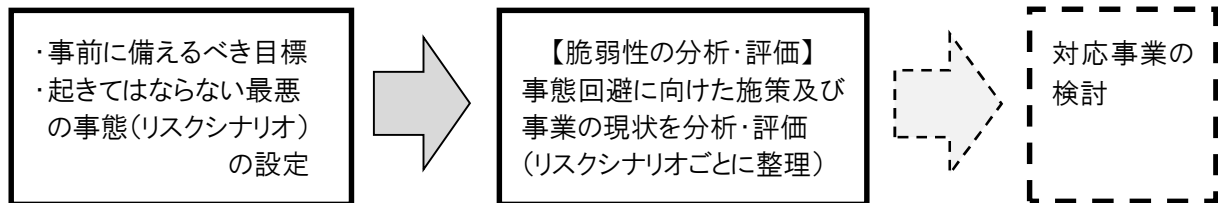
※M：マグニチュード

第5章 脆弱性評価と計画の推進方針

1. 脆弱性評価の考え方

大規模な自然災害に対する脆弱性の分析・評価は、強靱化に関する現行の施策や事業の弱点を洗い出す非常に重要なプロセスとされている。

本市では、県が示す評価手法を参考に、以下の流れに沿って脆弱性の分析・評価を実施した。



2. 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

国基本計画では、6つの「事前に備えるべき目標」と35の「起きてはならない最悪の事態」（福岡県計画では8つの「事前に備えるべき目標」と30の「起きてはならない最悪の事態」）が設定されているが、本計画では、本市の地理的条件、社会・経済的条件、災害特性等を踏まえて整理・統合を行い、5つの「事前に備えるべき目標」と19の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

3. リスクシナリオの設定

基本目標	事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
①人命の保護が最大限図られる	1	あらゆる直接死を最大限防ぐ	1-1	地震による建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
			1-2	広域の河川氾濫や浸水、津波・高潮による多数の死傷者の発生
			1-3	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
			1-4	海上・臨海部における広域複合災害の発生
			1-5	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大
			1-6	農業用ため池の損壊、農地・森林等の荒廃
②市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、食料の安定供給、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	消防等の被災による救出・救助・救急活動の停滞
			2-2	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
			2-3	被災地における医療機能の麻痺、疫病・感染症の大規模発生
			2-4	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
			4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
④迅速な復旧・復興	4	情報通信、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	4-2	上下水道等の長期にわたる供給停止
			4-3	污水处理施設等の長期にわたる機能停止
			4-4	交通インフラの長期にわたる機能停止
			5-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
	5	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	5-2	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態
			5-3	復旧・復興を支える人材等の不足、より良い復旧・復興に向けたビジョンの欠如等により復興・復興できなくなる事態
			5-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

4. リスクシナリオ及びそれらを回避するために必要な取組み

リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		リスクシナリオを回避するために必要な取組み
1-1	地震による建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生	・住宅・建築物の耐震化（建築住宅課） ・ブロック塀等撤去促進事業（建築住宅課） ・空家等対策推進事業（建築住宅課） ・防火対象物への防火対策事業（予防課） ・危険物施設安全対策事業（予防課） ・市民防火・防災対策事業（予防課） ・災害対応力強化事業（警防課） ・市民による応急手当推進事業（警防課） ・消防施設等整備推進事業（消防総務課） ・応急危険度判定体制の整備（建築住宅課） ・不燃化を行う区域の指定（建築住宅課） ・新栄町駅前地区市街地再開発事業（都市計画・公園課） ・学校施設長寿命化改修事業（学務課） ・東部地区市営住宅建替事業、既設公営住宅・改良住宅改善等事業（建築住宅課） ・社会福祉施設等整備事業（福祉課） ・地域介護・福祉空間整備等施設整備事業（福祉課） ・保育所等施設整備費補助事業（子ども育成課） ・指定避難地となる公園の整備、老朽化対策（都市計画・公園課） ・総合体育館整備事業（Ⅱ期）（スポーツ推進室） ・地域防災力強化事業（防災危機管理室） ・庁舎整備推進事業（公共施設マネジメント推進課・庁舎整備・組織改革推進室）
1-2	広域の河川氾濫や浸水、津波・高潮による多数の死傷者の発生	・河川改修等治水対策の推進（土木建設課） ・公共下水道雨水対策事業（下水道課・施設課） ・指定避難地となる公園の整備、老朽化対策（都市計画・公園課）【再掲】 ・総合体育館整備事業（Ⅱ期）（スポーツ推進室）【再掲】 ・地域防災力強化事業（防災危機管理室）【再掲】
1-3	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生	・土砂災害対策の推進（土木建設課） ・指定避難地となる公園の整備、老朽化対策（都市計画・公園課）【再掲】 ・地域防災力強化事業（防災危機管理室）【再掲】
1-4	海上・臨海部における広域複合災害の発生	・港湾整備事業（産業振興課）

1-5	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大	・大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等（環境保全課） ・危険物施設安全対策事業（予防課）
1-6	農業用ため池の損壊、農地・森林等の荒廃	・防災重点農業用ため池の防災対策の推進（農林水産課） ・農業生産基盤整備推進事業（農林水産課） ・荒廃森林整備事業（農林水産課） ・鳥獣被害対策推進事業（農林水産課） ・中山間地域等直接支払交付金（農林水産課） ・遊休農地流動化促進事業（農林水産課） ・多面的機能支払交付金（農林水産課） ・森林・山村多面的機能発揮対策交付金（農林水産課）
2-1	消防等の被災による救出・救助・救急活動の停滞	・災害対応力強化事業（警防課）【再掲】 ・消防施設等整備推進事業（消防総務課） ・消防団組織充実事業（消防総務課）
2-2	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	・緊急輸送道路等の整備（国県道路・地域交通対策課） ・緊急輸送道路等の確保（土木建設課） ・避難所機能強化事業（備蓄物資）（防災危機管理室） ・無電柱化等（土木建設課） ・学校受変電設備高上事業（学務課）
2-3	被災地における医療機能の麻痺、疫病・感染症の大規模発生	・地域保健医療の推進（保健衛生課） ・予防接種事業（保健衛生課）
2-4	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	・避難所機能強化事業（感染症予防）（防災危機管理室） ・空調設備設置事業（学務課） ・トイレ洋式化事業（学務課） ・総合体育館整備事業（Ⅱ期）（スポーツ推進室）【再掲】
3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下	・災害対策本部機能強化事業（防災危機管理室） ・災害復旧事業実施体制の確保（農林水産課、土木建設課） ・庁舎整備推進事業（公共施設マネジメント推進課・庁舎整備・組織改革推進室）【再掲】
4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能	・防災行政無線整備事業（防災危機管理室） ・消防施設等整備推進事業（消防総務課）【再掲】 ・災害対策本部機能強化事業（防災危機管理室）【再掲】
4-2	上下水道等の長期にわたる供給停止	・老朽管更新事業（上水道課） ・水道施設設備更新事業（施設課） ・下水道雨水施設改築更新事業（施設課）

4-3	汚水処理施設等の長期にわたる機能停止	・し尿・浄化槽汚泥処理施設の整備（環境施設課） ・合併処理浄化槽の設置促進（環境業務課） ・下水道管路施設改築更新事業（下水道課） ・下水道汚水施設改築更新事業（施設課）
4-4	交通インフラの長期にわたる機能停止	・緊急輸送道路等の整備（国県道路・地域交通対策課）【再掲】 ・緊急輸送道路等の確保（土木建設課）【再掲】 ・無電柱化等（土木建設課）【再掲】 ・港湾整備事業（産業振興課）【再掲】
5-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	・災害廃棄物処理体制の整備（環境総務課、環境業務課、環境施設課）
5-2	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態	・応急仮設住宅の円滑な供給（建築住宅課） ・地籍調査事業の推進（国土調査室）
5-3	復旧・復興を支える人材等の不足、より良い復旧・復興に向けたビジョンの欠如等により復旧・復興できなくなる事態	・災害復旧事業に対応する人材の育成（農林水産課、土木建設課） ・校区まちづくり協議会等活動支援事業（地域コミュニティ推進課） ・地域コミュニティ啓発・人材育成事業（地域コミュニティ推進課） ・地域防災力強化事業（防災危機管理室）【再掲】
5-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	・世界遺産保存・整備事業（世界遺産・文化財室） ・校区まちづくり協議会等活動支援事業（地域コミュニティ推進課）【再掲】 ・地域コミュニティ啓発・人材育成事業（地域コミュニティ推進課）【再掲】

5. 脆弱性評価と計画の推進方針

分類番号	リスクシナリオ（起きてはならない事態）
1-1	地震による建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
現状・課題等	
（住宅・建築物の耐震化） 市街地における住宅・建築物の倒壊などにより、多数の人的被害や避難ルートの弊害が想定されるため、住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。 （ブロック塀等撤去促進事業） 地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害防止や避難経路を確保するために、危険なブロック塀等を撤去する必要がある。 （空家等対策推進事業） 老朽化した空き家の倒壊等により、多数の人的被害や避難ルートの弊害が想定されるため、これらの除却を促進する必要がある。 （防火対象物への防火対策事業） 防火対象物の防火管理業務や消防用設備等の設置並びに維持管理の適正化を図ることにより、利用する市民の安全を確保する必要があります。 （危険物施設安全対策事業） 市街地に化学工場が集中しており、大規模な火災及び大量の危険物流出等が想定されるため、各事業所において、より一層の安全対策の強化が必要である。 （市民防火・防災対策事業） 火災による死傷者が高齢者であることが多いことから、高齢者世帯及び高齢者単身世帯に対し、防火・防災安全対策を指導することで防火意識高揚を図る必要がある。 （災害対応力強化事業、市民による応急手当推進事業、消防施設等整備推進事業） 火災、救急、救助事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、資機材や活動人員の確保を図るとともに、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。 （応急危険度判定体制の整備） 被災建築物の倒壊や落下物等による二次災害が想定されるため、それらの軽減や防止に取り組む必要がある。 （不燃化を行う区域の指定） 新たな市街地の形成などの状況を踏まえ、市街地における防火対策を促進する必要がある。	

(新栄町駅前地区市街地再開発事業)

中心市街地は、老朽化した建築物等の増加により、都市防災機能が低下しており、建物の更新による倒壊抑制や、災害時の退避スペースの確保が必要である。

(学校施設長寿命化改修事業)

学校施設の非構造部材の耐震化を含めた防災機能強化や長寿命化対策、バリアフリー化などの改修が必要である。

(東部地区市営住宅建替事業、既設公営住宅・改良住宅改善等事業)

旧耐震基準や老朽化が進行した市営住宅では、倒壊や落下物等により多数の人的被害が想定されるため、計画的な建替えと長寿命化を推進する必要がある。

(社会福祉施設等整備事業)

障害者施設には、自主避難が困難な利用者が多数おり、耐震化等が図られていない場合、死傷者を発生させる恐れがあることから、施設の改修や建て替え時に耐震化等を促進する必要がある。

(地域介護・福祉空間整備等施設整備事業)

高齢者施設等には、自主避難が困難な利用者が多数おり、耐震化が図られていない場合、死傷者を発生させる恐れがあることから、施設の改修や新規施設の整備時に耐震化等を促進する必要がある。

(保育所等施設整備費補助事業)

施設の老朽化が進む民間保育所・認定こども園に対し、国の補助等を活用し、計画的に整備を進めているが、今後は、老朽化対策に限らず保育所等の機能強化等を図っていく必要がある。

(指定避難地となる公園の整備、老朽化対策)

都市公園は、避難場所や防災拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、適切な維持管理と更新・改築を図る必要がある。

(総合体育館整備事業(Ⅱ期))

旧耐震基準である大牟田市民体育館及び大牟田市第二市民体育館は、大地震時に倒壊する恐れがあるため解体する。令和5年度に建設した大牟田市総合体育館を新たに指定避難所として指定する。また、市民体育館跡地に附属駐車場及び芝生広場等を整備することにより、避難所の機能充実を図る。

(地域防災力強化事業)

自主防災組織を中心とした防災活動を継続するために、地域の防災リーダーとして期待される防災士の育成やスキルアップに取り組む必要がある。また、内水氾濫および河川氾濫による浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、災害危険箇所を市民に周知する必要がある。

(庁舎整備推進事業) 市庁舎（本館）は、建設後 85 年以上経過し、建物や設備の老朽化、耐震性能不足、バリアフリーなどへの対応といった課題を抱えている。
事業の推進方針
(住宅・建築物の耐震化)〈建築住宅課〉 ○耐震診断、耐震改修の必要性について、ホームページの公開、リーフレットの配布、セミナー等による周知・啓発を図る。 (ブロック塀等撤去促進事業)〈建築住宅課〉 ○老朽化し、倒壊の危険性のあるブロック塀等を撤去することで、災害時の安全や通行を確保する。 (空家等対策推進事業)〈建築住宅課〉 ○老朽化した空き家の除却を促進するため、「空き家再生等推進事業」「空き家対策総合支援事業」等を推進する。 (防火対象物への防火対策事業)〈予防課〉 ○防火対象物への定期的な立入検査を実施することで、施設の状況を把握し、消防法令違反があれば、是正指導を行うことで市民の安全を確保する。 (危険物施設安全対策事業)〈予防課〉 ○危険物施設関係者に対して、査察及び講習会を実施するとともに、本市との緊急連絡網を構築し、情報収集の迅速化を図る。 (市民防火・防災対策事業)〈予防課〉 ○事業所と協力し、高齢者に対する防火防災研修を行ない、防火意識の高揚を図る。 ○広報おおむた、市ホームページ及び FM たんと等を活用して防火意識の向上を図るとともに、高齢者及び高齢者単身世帯への住宅用火災警報器取付け支援も行っていく。 (災害対応力強化事業)〈警防課〉 ○火災等の災害に迅速に対応できるよう、装備の充実や消防本部の体制充実を図るとともに、国・県・近隣市町とも連携し、大規模・多様化する災害に対応できる体制の確立を推進する。 (市民による応急手当推進事業)〈警防課〉 ○各種救急講習を計画的に開催するとともに、あらゆる機会を通して普及啓発を図る。 また、教育機関や福祉施設等の職員に普通救命講習の受講を促進する。 (消防施設等整備推進事業)〈消防総務課〉 ○多種多様な災害に対応するため、「現場対応能力の向上」、「災害現場での事故防止」、「安全性の向上」を目的とし、消防職員及び消防団員が利用する教育訓練施設等の整

備を推進する。

（応急危険度判定体制の整備）〈建築住宅課〉

- 被災後の被災建築物の倒壊や落下物等による二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定士の登録者拡大への啓発を行う。

（不燃化を行う区域の指定）〈建築住宅課〉

- 屋根の不燃化及び延焼のおそれのある部分の外壁の準防火性能化を行う区域を指定し、市街地における防火対策を促進する。

（新栄町駅前地区市街地再開発事業）〈都市計画・公園課〉

- 市街地再開発事業により、老朽化建物の除却を行うとともに、新たな施設建設や道路等の公共施設整備による都市機能の更新、並びに災害時には退避スペースとなる広場の整備を行う。

（学校施設長寿命化改修事業）〈学務課〉【再掲】

- 改修が必要な校舎の外部及び内部の改修を行い、非構造部材の耐震化を含めた防災機能強化対策を計画的に進める。

（東部地区市営住宅建替事業、既設公営住宅・改良住宅改善等事業）〈建築住宅課〉

- 「公営住宅等整備事業」「公営住宅等ストック総合改善事業」等を推進する。

（社会福祉施設等整備事業）〈福祉課〉

- 国の補助制度の情報を提供していくとともに、「大牟田市社会福祉法人の助成手続に関する条例」に基づき、社会福祉法人に対し助成を図る。

（地域介護・福祉空間整備等施設整備事業）

- 高齢者施設等に対して、国の補助制度の情報を提供していくとともに、「大牟田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱」に基づき、改修が必要な高齢者施設や新規に整備する施設等に対し助成を図る。

（保育所等施設整備費補助事業）〈子ども育成課〉

- 児童にとって、より安全・安心な保育施設の環境の充実を図るために、保育所等の施設の整備費用を補助する。

（指定避難地となる公園の整備、老朽化対策）〈都市計画・公園課〉

- 指定避難地となっている公園の機能を維持するため、改築・更新等の維持管理を適切に行う。
- 防災拠点が集積している延命公園の防災機能を更に高めるため、防災拠点施設となる大牟田市総合体育館をはじめ、延命公園周辺に配置している各防災拠点が連携できる施設の充実を図る。

(総合体育館整備事業(Ⅱ期))〈スポーツ推進室〉 ○総合体育館附属駐車場の整備に併せて指定避難所としての機能充実を図る。 (地域防災力強化事業)〈防災危機管理室〉 ○自主防災組織役員等の福岡県主催の防災リーダー研修への派遣や、防災士の養成研修やスキルアップ研修会を開催するとともに、地形や過去の災害など、地域の特性に応じた防災訓練等の開催支援を行う。 ○地域の防災活動と連携した学校での防災学習を実施する。 ○自主防災組織の支援強化のため、専門機関が開催する研修会へ職員を派遣する。 ○各浸水想定区域図や警戒区域図、指定避難所等を1冊の冊子にまとめたハザードマップを作成し、全世帯に配布することで自宅周辺等のリスクを周知する。 (庁舎整備推進事業)〈公共施設マネジメント推進課・庁舎整備・組織改革推進室〉 ○「新・庁舎整備に関する基本方針」に基づき、令和10年度の建設着工に向け、現庁舎の安全性確保に努めるとともに、災害対策の拠点となる市庁舎の整備を計画的に実施する。		
重要業績指標	現状値(R4年度)	目標値(R10年度)
耐震化の周知・啓発活動の実施(年間)	3回	3回
補助事業による危険なブロック塀等の撤去件数(累計)	77件	189件
補助事業による老朽化した空き家の解体件数(累計)	158件	238件
訪問介護事業所に対する防火・防災研修数	0	60回(年12回)
危険物施設重大事故発生件数	0件	0件
消防法令上安全性の高い特定防火対象物の割合	45%	70%
現場到着平均所要時間	9.1分	福岡県平均値より時間短縮とする
心肺停止患者に対する応急手当の実施率	65.8%	前年を上回る
市職員の被災建築物応急危険度判定士登録者数	18人	20人
建築基準法第22条区域の指定	市街化区域全域指定済み	市街化区域拡張部の指定
改修を行う学校数	1校	2校
耐震性のある市営住宅の戸数の割合	63.1%	80.5%

保育施設の整備数	1 施設	4 施設
総合体育館の避難者収容人数	1,997 人	1,997 人 以上
地域や学校などでの防災訓練等の実施回数	44 回/年	40 回/年 以上

分類番号	リスクシナリオ（起きてはならない事態）
1-2	広域の河川氾濫や浸水、津波・高潮による多数の死傷者の発生
現状・課題等	
（河川改修等治水対策の推進） 台風や局地的な豪雨発生時の、河川及び水路の急な増水等による浸水被害軽減を図るための対策を計画的に推進していく必要がある。 （公共下水道雨水対策事業） 局地的な豪雨や台風の発生時に浸水被害が生じている地域において、被害の軽減を図るための対策を推進していく必要がある。 （指定避難地となる公園の整備、老朽化対策）【再掲】 都市公園は、避難場所や防災拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、適切な維持管理と更新・改築を図る必要がある。 （総合体育館整備事業(Ⅱ期)）【再掲】 旧耐震基準である大牟田市民体育館及び大牟田市第二市民体育館は、大地震時に倒壊する恐れがあるため解体する。令和５年度に建設した大牟田市総合体育館を新たに指定避難所として指定する。また、市民体育館跡地に附属駐車場及び芝生広場等を整備することにより、避難所の機能充実を図る。 （地域防災力強化事業）【再掲】 自主防災組織を中心とした防災活動を継続するために、地域の防災リーダーとして期待される防災士の育成やスキルアップに取り組む必要がある。また、内水氾濫および河川氾濫による浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、災害危険箇所を市民に周知する必要がある。	
事業の推進方針	
（河川改修等治水対策の推進）〈土木建設課〉 ○河川氾濫や内水氾濫による甚大な浸水被害を防ぐため、地元要望や必要性、緊急性等を総合的に判断しながら、適正な維持管理のもとに準用河川手鎌野間川、市営河川手鎌南川、市営河川船津新川等の河川や水路の改修等の治水対策を行う。 （公共下水道雨水対策事業）〈下水道課、施設課〉 ○浸水被害を軽減するため、雨水ポンプ場や雨水管の整備を行うとともに、既存施設の耐水化を図る。 （指定避難地となる公園の整備、老朽化対策）〈都市計画・公園課〉【再掲】 ○指定避難地となっている公園の機能を維持するため、改築・更新等の維持管理を適切に行う。	

○防災拠点が集積している延命公園の防災機能を更に高めるため、防災拠点施設となる大牟田市総合体育館をはじめ、延命公園周辺に配置している各防災拠点が連携できる施設の充実を図る。

(総合体育館整備事業(Ⅱ期))〈スポーツ推進室〉【再掲】

○総合体育館附属駐車場等の整備に併せて指定避難所としての機能充実を図る。

(地域防災力強化事業)〈防災危機管理室〉【再掲】

○自主防災組織役員等の福岡県主催の防災リーダー研修への派遣や、防災士の養成研修やスキルアップ研修会を開催するとともに、地形や過去の災害など、地域の特性に応じた防災訓練等の開催支援を行う。

○地域の防災活動と連携した学校での防災学習を実施する。

○自主防災組織の支援強化のため、専門機関が開催する研修会へ職員を派遣する。

○各浸水想定区域図や警戒区域図、指定避難所等を1冊の冊子にまとめたハザードマップを作成し、全世帯に配布することで自宅周辺等のリスクを周知する。

重要業績指標	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)
手鎌野間川整備の進捗段階	—	5段階
普通河川整備の進捗段階	—	3段階 (R7)
都市下水路の年間整備延長	540m	730m
三田堤改修工事の進捗段階	—	2段階 (R6)
公共下水道雨水対策事業	0/5段階	5/5段階
新たな総合体育館の避難者収容人数【再掲】	1,997人	1,997人以上
地域や学校などでの防災訓練等の実施回数【再掲】	44回/年	40回/年以上

分類番号	リスクシナリオ（起きてはならない事態）
1-3	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
現状・課題等	
（土砂災害対策の推進） 台風や局地的な豪雨発生時の、大規模な土砂災害のリスクを軽減するために、土砂災害危険箇所における、土砂災害防止施設等の一層の整備を推進する必要がある。 （指定避難地となる公園の整備、老朽化対策）【再掲】 都市公園は、避難場所や防災拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、適切な維持管理と更新・改築を図る必要がある。 （地域防災力強化事業）【再掲】 自主防災組織を中心とした防災活動を継続するために、地域の防災リーダーとして期待される防災士の育成やスキルアップに取り組む必要がある。また、内水氾濫および河川氾濫による浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、災害危険箇所を市民に周知する必要がある。	
事業の推進方針	
（土砂災害対策の推進）〈土木建設課〉 ○土砂災害による人的被害を防止するため、緊急性や重要性等勘案し、福岡県と連携しながら、土砂災害防止施設等の整備に関する制度を活用した対策を図る。 （指定避難地となる公園の整備、老朽化対策）〈都市計画・公園課〉【再掲】 ○指定避難地となっている公園の機能を維持するため、改築・更新等の維持管理を適切に行う。 ○防災拠点が集積している延命公園の防災機能を更に高めるため、防災拠点施設となる大牟田市総合体育館をはじめ、延命公園周辺に配置している各防災拠点が連携できる施設の充実を図る。 （地域防災力強化事業）〈防災危機管理室〉【再掲】 ○自主防災組織役員等の福岡県主催の防災リーダー研修への派遣や、防災士の養成研修やスキルアップ研修会を開催するとともに、地形や過去の災害など、地域の特性に応じた防災訓練等の開催支援を行う。 ○地域の防災活動と連携した学校での防災学習を実施する。 ○自主防災組織の支援強化のため、専門機関が開催する研修会へ職員を派遣する。 ○各浸水想定区域図や警戒区域図、指定避難所等を 1 冊の冊子にまとめたハザードマップを作成し、全世帯に配布することで自宅周辺等のリスクを周知する。	

重要業績指標	現状値（R 4 年度）	目標値（R10 年度）
総合体育館の避難者収容人数【再掲】	1,997 人	1,997 人 以上(検討中)
地域や学校などでの防災訓練等の実施回数【再掲】	44 回/年	40 回/年 以上

分類番号	リスクシナリオ（起きてはならない事態）	
1-4	海上・臨海部における広域複合災害の発生	
現状・課題等		
（港湾整備事業） 三池港において、陸上輸送が遮断された場合でも、海上輸送機能が確保できるようにするため、港湾施設の耐震性等の強化を図る必要がある。		
事業の推進方針		
（港湾整備事業）〈産業振興課〉 ○国（直轄）による港湾整備事業の推進。 ○県による港湾整備事業の推進。 ①北防砂堤（改良） ②閘門（改良） ○港湾における防災機能の着実な推進。		
重要業績指標	現状値（R4年度）	目標値（R10年度）
港湾施設の耐震性の整備促進	－	早期完了
県による北防砂堤（改良）の推進	進捗 76%	早期完了
県による閘門（改良）の推進	－	早期完了
港湾における防災機能の着実な推進	－	将来計画の策定

分類番号	リスクシナリオ（起きてはならない事態）	
1-5	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大	
現状・課題等		
（大気質・水質の監視及び有害物質関係事業者の把握・指導） 大気質及び、公共用水域・地下水の水質を継続的に監視していく必要である。 また、有害物質を製造、使用、貯蔵する事業者等を把握し、監視指導等を行う必要がある。 （危険物施設安全対策事業） 危険物施設の風水害に対する事前対策の周知・啓発を図る必要がある。		
事業の推進方針		
（大気質、水質の監視等及び有害物質関係事業者の把握・指導）〈環境保全課〉 ○県と連携し、大気質、水質の常時監視や事業者等の監視指導等を行う。 ○平時から、立入検査時に行う事業者アンケートや PRTR データの活用により、有害物質等の製造、使用、貯蔵施設等に関する情報収集を行う。 ○有害物質の大規模な流出・拡散時の大気質・水質のモニタリング体制の確保を図る。 ○有害物質の大規模な流出・拡散時の市民周知方法について検討する。 （危険物施設安全対策事業）〈予防課〉 ○河川周辺に位置する危険物施設等には、特に梅雨時期前に査察等で現況確認を行い、流出対策等について指導を行う。		
重要業績指標	現状値（R4年度）	目標値（R10年度）
大気質・水質の常時監視の継続	100%（R4年度）	100%
危険物流出事故発生件数	0件	0件

分類番号	リスクシナリオ（起きてはならない事態）
1-6	農業用ため池の損壊、農地・森林等の荒廃
現状・課題等	
（防災重点農業用ため池の防災対策の推進） 防災重点農業用ため池の決壊等が生じた場合、農地の流失・埋没や下流人家等への土砂流入などの被害が発生するおそれがあるため、災害の未然防止、及び被害の軽減に努める必要がある。 （農業生産基盤整備推進事業） 農業用施設（道路・水路・頭首工・ため池・排水機場等）の老朽化等に伴い、農地・農業用施設の損壊等が生じた場合、人家等への土砂流入といった被害が発生することが想定されるため、農地・農業用施設の整備を推進し、適切な保全を行う必要がある。 （荒廃森林整備事業） 森林の有する公益的機能を十分に発揮させるには、荒廃した森林（未整備森林）を健全な森林に再生するとともに、森林の荒廃を未然に防止し、森林の機能を保全する必要がある。 （鳥獣被害対策推進事業） 鳥獣被害による農地等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、鳥獣被害の防止を図る必要がある。 （中山間地域等直接支払交付金、遊休農地流動化促進事業） 自然環境の保全、水源のかん養、良好な景観形成など、農地の持つ多面的な機能は、農村地域の高齢化等の進行により、保全管理が困難となった為に低下し、耕作放棄地の増加等多くの課題が生じていることから、適切な保全管理を行う必要がある。 （多面的機能支払交付金） 農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下から、農地・水路・農道等の地域資源の維持管理が困難となり、耕作放棄地等の増加など農業生産活動の低下をもたらしていることから、適切な保全管理を行う必要がる。 （森林・山村多面的機能発揮対策交付金） 里山林は、水源かん養、土砂流出防止、資源生産等の多様な機能を持っているが高齢化等により手入れを行う地域住民が減少しその機能が十分発揮されなくなっていることから、適切な保全管理を行う必要がある。	

事業の推進方針

（防災重点農業用ため池の防災対策の推進）〈農林水産課〉

- 防災重点農業用ため池の万一の決壊に備え、ため池ハザードマップを作成し、迅速かつ的確な避難のための情報共有を推進する。また、県策定の防災工事等推進計画に基づき防災重点農業用ため池の安全性調査を行い、基準・規格等に合致しないときは対策を講じる。

（農業生産基盤整備推進事業）〈農林水産課〉

- 農業用施設の適切な保全を行うとともに、災害等による被害を抑える、農地・農業用施設の整備を行う。

（荒廃森林整備事業）〈農林水産課〉

- 「福岡県森林環境税」を活用し、私有林のスギ・ヒノキの間伐、侵入竹の除伐を行う。

（鳥獣被害対策推進事業）〈農林水産課〉

- 鳥獣被害による農地等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大することを防止するため、国・県・関係市町との連携を行いながら、地域や農業者が一体となり、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制の整備、捕獲等を実施する。また、被害防止対策に関する普及啓発の推進も含めて、総合的な被害防止対策に取り組む。

（中山間地域等直接支払交付金）〈農林水産課〉

- 農地の荒廃防止、農業生産活動の維持を図るため、農業者や地域住民等からなる活動組織が実施する、多面的機能を有する中山間地域等の農地、水路、農道等地域資源の保全活動への支援を行う。

（遊休農地流動化促進事業）〈農林水産課〉

- 遊休農地の再生利用等を促進するため、農業委員会と連携し、現地調査による遊休農地の荒廃状況、解消状況等の把握を行う。

（多面的機能支払交付金）〈農林水産課〉

- 農地等の地域資源の適切な保全管理に取り組み、農業の生産性向上と農村地域の環境改善を図るため、農地等の地域資源の保全管理（基礎的な保全・質的向上）や農業用施設の長寿命化（補修・更新）に取り組む活動組織に支援を行う。

（森林・山村多面的機能発揮対策交付金）〈農林水産課〉

- 里山林景観の維持活動、侵入竹の除去・竹林整備活動、資源利用活動等に取り組み、自立的に整備する活動組織の育成や、里山林の環境を適切に管理し保全するため、地域住民等で構成する活動組織に支援を行う。

重要業績指標	現状値（R4年度）	目標値（R10年度）
防災重点農業用ため池ハザードマップなどを活用し周知したため池数（累計）	90 箇所	90 箇所
農業用施設の整備箇所数	10 箇所/年	10 箇所/年
荒廃の恐れのある森林整備	41.79ha	50ha
有害鳥獣捕獲	イノシシ 365 頭 鳥類 467 羽	イノシシ 256 頭 鳥類 430 羽
中山間地等農地の保全管理を行う活動地区	11 地区	11 地区
農地や農業用施設の保全管理を行う活動組織	7 組織	7 組織
里山等の保全管理を行う活動組織	2 団体	2 団体

分類番号	リスクシナリオ（起きてはならない事態）
2-1	消防等の被災による救出・救助・救急活動の停滞
現状・課題等	
（災害対応力強化事業）【再掲】 火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性あり、消防力が劣勢になること想定されため、資機材や活動人員の確保を図るとともに、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。 （消防施設等整備推進事業） 消防車両や資機材は、災害時にその機能を十分に発揮できるよう整備、及び更新を計画的に行っていく必要がある。 （消防団組織充実事業） 消防団は地域防災力の中核として欠かすことのできない存在であるが、近年、消防団員の確保が困難な状況である。そのため、地域の各種団体等との連携、SNS を活用した広報活動による団員の加入促進を行い、研修・訓練等の実施による団員のスキルと組織の強化を図るとともに、団員が安全かつ効率的に災害対応を行うことができる施設を整備する必要がある。	
事業の推進方針	
（災害対応力強化事業）〈警防課〉【再掲】 ○火災等の災害に迅速に対応できるよう、装備の充実や消防本部の体制充実を図るとともに、国・県・近隣市町とも連携し、大規模・多様化する災害に対応できる体制の確立を推進する。 （消防施設等整備推進事業）〈消防総務課〉 ○消防車両・資機材・指令システム等について、整備計画に基づき整備及び更新していく。 ○消防車両・資機材の経年劣化状況に応じて、整備計画の見直しや新たな整備手法の調査、検討を行う。 （消防団組織充実事業）〈消防総務課〉 ○消防団員を確保するための啓発活動を積極的に行うとともに、会社員などの被雇用者が活動しやすい環境を整え、若い世代の加入促進を図る。 ○消防団員の安全確保のため、装備の充実に努めるとともに知識と技術の向上を図る。 ○経年劣化による老朽化が進んでいる消防団の拠点施設については、防災拠点としての機能充実を図るため、計画的な維持管理を行いながら、施設整備や配置の検討も併せて行う。	

重要業績指標	現状値（R 4 年度）	目標値（R10 年度）
現場到着平均所要時間【再掲】	9.1 分	福岡県平均値より時間短縮とする
消防車両の更新台数	●台	●台
消防団員数	690 名	条例定数 95%以上

分類番号	リスクシナリオ（起きてはならない事態）
2-2	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
現状・課題等	
（緊急輸送道路等の整備） 人員や物資等の緊急輸送ができる交通を確保する必要がある。 （緊急輸送道路等の確保） 大規模災害発生時に主要な路線が寸断し、被災地への食料・飲料水など生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などについて、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策や適正な維持管理に努める必要がある。 （避難所機能強化事業（備蓄物資）） 食料や飲料水等の備蓄物資を迅速に確保するため、関係機関と連携し、日頃から備蓄物資の確保に努める必要がある。 また、備蓄物資は避難所に分散して保管しているが、保管スペースに限りがあることから、新たな保管スペースを確保する必要がある。 （無電柱化等） 市街地等における道路の無電柱化を検討し、確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。 （学校受変電設備嵩上事業） 浸水のおそれのある避難所（学校施設）の受変電設備で、浸水により電源停止とならないよう、嵩上の必要がある。	
事業の推進方針	
（緊急輸送道路等の整備）〈国県道路・地域交通対策課〉 ○人員や物資等緊急輸送に必要な交通が確保されるよう、国や福岡県と連携し、有明海沿岸道路や国道等の整備促進を図る。 ○南関大牟田北線等の県道の整備を福岡県と連携し促進する。 （緊急輸送道路等の確保）〈土木建設課〉 ○橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の適切な維持管理に努める。 ○避難所等への輸送に必要な市道や、市民生活に密着した市道について、災害時における交通網の確保のため、緊急性の高い路線から計画的に整備を行うとともに施設の老朽化対策を行う。 （避難所機能強化事業（備蓄物資））〈防災危機管理室〉 ○必要な物資を計画的に整備するとともに、関係機関や企業等と災害時応援協定を締結	

し、緊急物資の確保に努める。 ○各避難所に分散して保管するための保管スペースを確保するとともに、拠点となる備蓄庫の整備を検討する。 （無電柱化等）〈土木建設課〉 ○市街地等における道路の無電柱化など、国や県の取り組みを見ながら検討する。 （学校受変電設備嵩上事業）〈学務課〉 ○ハザードマップにより、浸水のおそれのある避難所（学校施設）の受変電設備を敷地の状況を勘案し、小学校（６校）及び中学校（２校）の嵩上を実施する。		
重要業績指標	現状値（Ｒ４年度）	目標値（Ｒ１０年度）
有明海沿岸道路の整備状況（暫定２車線）	整備中	整備完了
橋梁長寿命化修繕計画における対策実施率（市道累計）	42.6%（Ｒ４）	66.7%（Ｒ１０）
道路新設改良等の対策実施率（市道累計）	0.0%（Ｒ５）	100%（Ｒ１０）
避難所の備蓄食料数	9,000 食	9,000 食の維持
災害時緊急物資応援協定締結事業所数	5 事業所	7 事業所
学校受変電設備の嵩上学校数	3 校	5 校

分類番号	リスクシナリオ（起きてはならない事態）	
2-3	被災地における医療機能の麻痺、疫病・感染症の大規模発生	
現状・課題等		
（地域保健医療の推進） 地域の中核病院である大牟田市立病院を中心として、地域医療水準の向上を進めるとともに、医師会をはじめ地域の医療機関と連携を図りながら、市民の健康を守る地域医療体制を確保していく必要がある。 （予防接種事業） 災害時の感染症の発生やまん延を防ぐため、平時から保健所等と連携して感染症予防に向けた意識啓発に努めるとともに、予防接種の接種率を高める必要がある。		
事業の推進方針		
（地域保健医療の推進）〈保健衛生課〉 ○災害拠点病院である大牟田市立病院を中心として、地域医療水準の向上を進めるとともに、医師会をはじめ地域の医療機関と連携を図りながら、市民の健康を守る地域医療体制の確保を図る。 （予防接種事業）〈保健衛生課〉 ○感染症の発生及びまん延を防ぐため、予防接種事業の推進を図る。		
重要業績指標	現状値（R4年度）	目標値（R10年度）
災害拠点病院の確保	1 医療機関	1 医療機関の維持
高齢者インフルエンザ 接種率	55.3%	60.0%

分類番号	リスクシナリオ（起きてはならない事態）
2-4	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
現状・課題等	
（避難所機能強化事業（感染症予防）） 避難所での感染症拡大及びそれに伴う死者を防ぐため、すべての避難所にマスクや消毒液等の感染症予防・拡大防止のための衛生用品を配備する必要がある。 （空調設備設置事業） 学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす生活の場であると共に、災害時には避難所となることから、空調設備未設置の特別教室等についても計画的に設置を進める。 （トイレ洋式化事業） 令和４年度末の災害時に避難所となる学校校舎のトイレ（大便器）は、29.2%が和式で、高齢者等は使用しづらく、衛生面においても問題がある。文部科学省では、令和７年度末に洋式化率 95%を要請しており、洋式化率の向上を図る必要がある。 総合体育館整備事業(Ⅱ期)【再掲】 旧耐震基準である大牟田市民体育館及び大牟田市第二市民体育館は、大地震時に倒壊する恐れがあるため解体する。令和５年度に建設した大牟田市総合体育館を新たに指定避難所として指定する。また、市民体育館跡地に附属駐車場及び芝生広場等を整備することにより、避難所の機能充実を図る。	
事業の推進方針	
（避難所機能強化事業（感染症予防））〈防災危機管理室〉 ○すべての避難所にマスクや消毒液等の衛生用品を配備し、適切な在庫管理を行うことで避難所における感染症の予防・拡大防止を図る。 （空調設備設置事業）〈学務課〉 ○空調設備未設置の特別教室等への設置に向け、令和３年度に小・中・特別支援学校の全学校の設計を行い、令和４年度から３期計画で実施している。 ○自主避難所となる小学校のうち、浸水地域にある学校を考慮し準備をすすめるとともに、「大牟田市立学校適正規模・適正配置計画（第２期実施計画）」や「学校施設長寿命化改修計画」と整合を図る。 １期目 ９校（Ｒ４年度完了） ２期目 ９校（Ｒ４年度から予算を繰越してＲ５年度以降に実施） ３期目 １０校（Ｒ６年度以降に実施） （トイレ洋式化事業）〈学務課〉 ○令和４年度末の洋式化率は、70.8%（校舎）であり、学校再編校も含めて、令和７年度末の洋式化率 95%を目指す。	

(総合体育館整備事業(Ⅱ期))〈スポーツ推進室〉 ○今後進める総合体育館整備事業(Ⅱ期)において、マンホールトイレなどの整備についても併せて検討する。		
重要業績指標	現状値(R4年度)	目標値(R10年度)
避難所への衛生用品の配備率	100%	100%の維持
令和2年度以降に特別教室等に空調設備を設置した学校数	9校	19校
校舎トイレの全個数に対する洋式化した割合	70.8%	95%(令和7年度末)
総合体育館の避難者収容人数【再掲】	1,997人	1,997人以上

分類番号	リスクシナリオ（起きてはならない事態）	
3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下	
現状・課題等		
（災害対策本部機能強化事業） 市の行政機能を維持し、業務継続体制の確保を図るため、「業務継続計画」及び「災害時受援計画」の継続的な見直し及び全庁的な研修等を開催し、周知徹底を図っていく必要がある。 （災害復旧事業実施体制の確保） 被災箇所が多数にわたると人材が不足し復旧の遅れにつながることから、災害復旧事業に対応できる組織体制の確保が必要である。 （庁舎整備推進事業）【再掲】 市庁舎（本館）は、建設後 85 年以上経過し、建物や設備の老朽化、耐震性能不足、バリアフリーなどへの対応といった課題を抱えている。		
事業の推進方針		
（災害対策本部機能強化事業）〈防災危機管理室〉 ○行政機能を維持するため、災害・被害想定の見直しや組織の改正の都度、「業務継続計画」および「災害時受援計画」を見直し、実効性のある計画にするとともに、業務継続や受援に関する全庁的な研修等を定期的に開催する。 （災害復旧事業実施体制確保）〈農林水産課、土木建設課〉 ○災害発生の規模によっては、復旧まで非常に時間を要するため、福岡県と連携しながら、災害に対応できる体制を予め構築する。 （庁舎整備推進事業）〈公共施設マネジメント推進課・庁舎整備・組織改革推進室〉 ○「新・庁舎整備に関する基本方針」に基づき、令和 10 年度の建設着工に向け、現庁舎の安全性確保に努めるとともに、災害対策の拠点となる市庁舎の整備を計画的に実施する。		
重要業績指標	現状値（R4 年度）	目標値（R10 年度）
業務継続に関する研修等の開催（累計）	1 回	3 回
受援に関する研修等の開催（累計）	1 回	3 回
令和 10 年度建設開始に向けた庁舎整備段階の進捗	基本構想着手	建設着工

分類番号	リスクシナリオ（起きてはならない事態）	
4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能	
現状・課題等		
（防災行政無線整備事業） 現行の行政防災無線は、混線や機器の障害が発生する可能性が高くなっており、災害時に使用できないリスクがある。無線システムを整備することで、災害時に避難所等との通信手段を確保するとともに、市民への災害情報の周知機能の向上を図る必要がある。 （消防施設等整備推進事業）【再掲】 火災、救急、救助事案が同時に多発する可能性があり、災害現場での活動能力を高めるため、消防の体制・装備・資機材の更なる充実強化とともに、高度な通信基盤の維持管理が必要である。 （災害対策本部機能強化事業）【再掲】 市の行政機能を維持し、業務継続体制の確保を図るため、「業務継続計画」及び「災害時受援計画」の継続的な見直し及び全庁的な研修等を開催し、周知徹底を図っていく必要がある。		
事業の推進方針		
（防災行政無線整備事業）〈防災危機管理室〉 ○60Mhz 帯の専用周波数を取得し、無線機を整備する。 （消防施設等整備推進事業）〈消防総務課〉【再掲】 ○将来にわたって持続可能な消防体制を確立するため、指令・デジタル無線システムの整備計画に基づき、これらのシステムの維持管理を行う。 （災害対策本部機能強化事業）〈防災危機管理室〉【再掲】 ○行政機能を維持するため、災害・被害想定の見直しや組織の改正の都度、「業務継続計画」および「災害時受援計画」を見直し、実効性のある計画にするとともに、業務継続や受援に関する全庁的な研修等を定期的に開催する。		
重要業績指標	現状値（R4 年度）	目標値（R10 年度）
防災行政無線の整備進捗率	50%	100%
指令・デジタル無線システムの適正な維持管理	0%	全面更新 R9 年度
業務継続に関する研修等の開催(累計)【再掲】	1 回	3 回
受援に関する研修等の開催(累計)【再掲】	1 回	3 回

分類番号	リスクシナリオ（起きてはならない事態）	
4-2	上下水道等の長期にわたる供給停止	
現状・課題等		
（老朽管更新事業） 送配水管等を含む水道管は、法定耐用年数を超過した管が多数存在し、にごり水や破損事故等の原因等となっている。また、それらの管は耐震性能を有していないことから、耐震性能を有する管への更新を行う必要がある。 （水道施設設備更新事業） 水道施設には、耐用年数を超過した設備が多数存在しているため、各施設の重要度、維持管理状況等を適切に把握し、計画的な設備更新を行う必要がある。 （下水道雨水施設改築更新事業） 下水道施設のうち、一部施設においては、老朽化が進んでおり、また、地震、洪水、高潮に対する備えが不十分であることから、引き続き、下水道施設の改築更新を行っていく必要がある。		
事業の推進方針		
（老朽管更新事業）〈上水道課〉 ○老朽管更新計画に基づき、下水道事業など他の事業との整合を図り、計画的かつ効率的に老朽管の更新・耐震化を図る。 （水道施設設備更新事業）〈施設課〉 ○「水道施設設備更新計画」に基づき、水道施設の更新を実施する。 （下水道雨水施設改築更新事業）〈施設課〉 ○「ストックマネジメント計画（R6～R10）」に基づき、下水道施設の改築更新を実施する。		
重要業績指標	現状値（R4年度）	目標値（R10年度）
老朽管の更新延長	7.0 k m	14.9 k m
水道施設設備更新事業の進捗率	－	100%
下水道施設の改築更新事業の進捗率	－	100%

分類番号	リスクシナリオ（起きてはならない事態）
4-3	汚水処理施設等の長期にわたる機能停止
現状・課題等	
（し尿・浄化槽汚泥処理施設の整備） し尿・浄化槽汚泥処理施設は、老朽化が進んでいることから、機器の改築更新が喫緊の課題となっており、施設の長寿命化を行うためには多額の費用が必要となる。汚水処理施設については、今後の人口減少に伴う汚水処理量の減少、施設の大規模な改築更新の必要性等を考慮し、効率的で持続可能な汚水処理システムの構築を検討する必要がある。 （合併処理浄化槽の設置促進） 浄化槽は、災害に強く早急に復旧できることから、普及促進を図る必要がある。 （下水道管路施設改築更新事業） 下水道の老朽管路等については、整備後60年以上経過し耐用年数を超えたものも存在することから、今後、さらに劣化等が進行すれば下水道機能（流下機能）の確保が難しくなっていくことが予想される。このため、管路の適切な維持管理のもと、状況を的確に把握するとともに、緊急度を評価し、計画的な改築更新等を行っていく必要がある。 （下水道汚水施設改築更新事業） 下水道施設は、老朽化が進んでおり、また、地震、洪水、高潮に対する備えが不十分であることから、引き続き、下水道施設の改築更新を行っていく必要がある。	
事業の推進方針	
（し尿・浄化槽汚泥処理施設の整備）〈環境業務課、環境施設課〉 ○し尿・汚泥処理施設の処理能力維持を図るため、令和2年度策定予定の長寿命化総合計画に基づく、設備の更新等を効率的かつ効果的に進め、施設の長寿命化を推進する。 ○し尿・浄化槽汚泥処理施設は、公共下水道の終末処理場と処理が類似しているため、公共下水道と連携し、効率的で持続可能な汚水処理システムの構築に向け、公共下水道及びし尿・浄化槽汚泥の処理施設の共同処理について調査、検討を進める。 ○共同処理開始まで適正に処理ができるよう策定した必要最小限の整備計画に基づき、重要な機器等の更新・整備（重点整備）を実施する。 （合併処理浄化槽の設置促進）〈環境業務課、環境施設課〉 ○「大牟田市汚水処理構想」に基づく水洗化促進のため、下水道計画区域外の住宅に対する浄化槽設置費補助の交付により、合併処理浄化槽の設置促進を行っていく。 （下水道管路施設改築更新事業）〈下水道課〉 ○「ストックマネジメント計画（R6～R10）」に基づき、下水道管路施設の改築更新を実施する。	

（下水道汚水施設改築更新事業）〈施設課〉 ○「ストックマネジメント計画（R6～R10）に」基づき、下水道施設（処理場、ポンプ場）の改築更新を実施する。		
重要業績指標	現状値（R4年度）	目標値（R10年度）
老朽管路等の改築更新事業の進捗率	－	100%
下水道施設の改築更新事業の進捗率	－	100%

分類番号	リスクシナリオ（起きてはならない事態）
4-4	交通インフラの長期にわたる機能停止
現状・課題等	
（緊急輸送道路等の整備）【再掲】 人員や物資等の緊急輸送ができる交通を確保する必要がある。 （緊急輸送道路等の確保）【再掲】 大規模災害発生時に主要な路線が寸断し、被災地への食料・飲料水など生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などについて、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策や適正な維持管理に努める必要がある。 （無電柱化等）【再掲】 市街地等における道路の無電柱化を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。 （港湾整備事業）【再掲】 三池港において、陸上輸送が遮断された場合でも、海上輸送機能が確保できるようにするため、港湾施設の耐震性等の強化を図る必要がある。	
事業の推進方針	
（緊急輸送道路等の整備）〈国県道路・地域交通対策課〉【再掲】 ○人員や物資等緊急輸送に必要な交通が確保されるよう、国や福岡県と連携し、有明海沿岸道路や国道等の整備促進を図る。 ○南関大牟田北線等の県道の整備を福岡県と連携し促進する。 （緊急輸送道路等の確保）〈土木建設課〉【再掲】 ○橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の適切な維持管理に努める。 ○避難所等への輸送に必要な市道や、市民生活に密着した市道について、災害時における交通網の確保のため、緊急性の高い路線から計画的に整備を行うとともに施設の老朽化対策を行う。 （無電柱化等）〈土木建設課〉【再掲】 ○市街地等における道路の無電柱化など、国や県の取り組みを見ながら検討する。 （港湾整備事業）〈産業振興課〉【再掲】 ○国（直轄）による港湾整備事業の推進。 ○県による港湾整備事業の推進。 ①北防砂堤（改良） ②閘門（改良） ○港湾における防災機能の着実な推進。	

重要業績指標	現状値（R4年度）	目標値（R10年度）
有明海沿岸道路の整備状況（暫定2車線） 【再掲】	整備中	整備完了
橋梁長寿命化修繕計画における対策実施率 （市道累計）【再掲】	42.6%（R4）	66.7%（R10）
道路新設改良等の対策実施率（市道累計） 【再掲】	1.0%（R5）	100%（R10）
港湾施設の耐震性の整備促進【再掲】	－	早期完了
県による北防砂堤（改良）の推進【再掲】	進捗 76%	早期完了
県による閘門（改良）の推進【再掲】	－	早期完了
港湾における防災機能の着実な推進【再掲】	－	将来計画の策定

分類番号	リスクシナリオ（起きてはならない事態）	
5-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	
現状・課題等		
（災害廃棄物処理体制の整備） 大量の災害廃棄物を速やかに撤去し、保管するためには、一次仮置場の整備を進める必要がある。また、ごみ処理施設については、既存施設が老朽化していることから、災害に強い施設を整備することで、早急な復旧を可能にする必要がある。		
事業の推進方針		
（災害廃棄物処理体制の整備）〈環境総務課、環境業務課、環境施設課〉 ○災害・被害想定の見直し、組織の改正にあわせて「災害廃棄物処理計画」を改訂し、常に実効性のあるものとする。 ○一次仮置場の候補地として選定している市有地について、所管課との協議を進めるとともに、民有地の利用についても所有者等と協議を行い、必要面積の確保・整備を進める。 ○ごみ処理施設については、新たなごみ処理施設の整備や既存施設の計画的な基幹改良工事を実施し、災害に強い施設の整備を進める。		
重要業績指標	現状値（R4年度）	目標値（R10年度）
一次仮置場の必要面積の確保	0 ha（候補地選定の み）	19.6ha

分類番号	リスクシナリオ（起きてはならない事態）	
5-2	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態	
現状・課題等		
（応急仮設住宅の円滑な供給） 被災者のための仮設住宅を供給するため、「大牟田市応急仮設住宅建設・管理マニュアル」による、応急仮設住宅建設候補地（12箇所 1,566戸分）の用地確保や、市営住宅や民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅の確保が必要である。 （地籍調査事業の推進） 地籍調査が未実施の地域においては、土地の境界が明確になっていないため、境界の確認に期間を要し、その結果、道路等のライフライン、その他の環境整備の復旧、復興が大幅に遅れることが想定される。 国土調査法に基づき、一筆地の土地について、所有者、地番、地目を調査し、現地での境界確認や測量を行う地籍調査を継続して進めていく必要がある。		
事業の推進方針		
（応急仮設住宅の円滑な供給）〈建築住宅課〉 ○応急仮設住宅の供給を円滑に行うため、応急仮設住宅建設候補地の用地確保に伴う点検を実施するとともに、市営住宅の既存ストックの確保や不動産関係団体等とのネットワークを構築する。 （地籍調査事業の推進）〈国土調査室〉 ○被災後の復旧、復興を円滑に進めるため、地籍調査を積極的に進める。		
重要業績指標	現状値（R4年度）	目標値（R10年度）
応急仮設住宅建設候補地の点検	1回／年	1回／年
調査面積（事業進捗率）	19.16 k㎡(23.5%)	21.94 k㎡(26.9%)

分類番号	リスクシナリオ（起きてはならない事態）
5-3	復旧・復興を支える人材等の不足、より良い復旧・復興に向けたビジョンの欠如等により復旧・復興できなくなる事態
現状・課題等	
（災害復旧事業に対応する人材の育成） 被災箇所が多数にわたると人材が不足し復旧の遅れにつながることから、災害復旧事業に対応できる人材の育成を行う必要がある。 （校区まちづくり協議会等活動支援事業、地域コミュニティ啓発・人材育成事業） 地域の復興には、行政のみならず自助・共助の考えに基づく地域の人材による復興に向けた取り組みが必要であるが、高齢化や人口減少などによる地域の人材不足が地域コミュニティ組織の課題となっていることから、これらの解消に向けた取り組みが必要である。 （地域防災力強化事業）【再掲】 自主防災組織を中心とした防災活動を継続するために、地域の防災リーダーとして期待される防災士の育成やスキルアップに取り組む必要がある。また、内水氾濫および河川氾濫による浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、災害危険箇所を市民に周知する必要がある。	
事業の推進方針	
（災害復旧事業に対応する人材の育成）〈農林水産課、土木建設課〉 ○災害発生の規模によっては、復旧まで非常に多くの時間や対応する人材が必要になるため、日頃の研修や令和2年7月豪雨災害で得た教訓・経験等を職員間で継承することにより、災害発生時に適切な初動対応を実践できる職員の育成とスキルアップへと繋げる。 （校区まちづくり協議会等活動支援事業）〈地域コミュニティ推進課〉 ○市民の校区まちづくり協議会への加入率の向上を図るとともに、加入促進活動を通じた地域の人材の発掘も行い、復興を支える人材等の確保へと繋げる。 ○防災に関する活動を行う組織（自主防災組織）に対して、校区まちづくり協議会への加入を促進し、校区内の防災対策の充実を図る。 （地域コミュニティ啓発・人材育成事業）〈地域コミュニティ推進課〉 ○地域コミュニティ組織に対する研修や啓発活動をとおして、地域の人材発掘・人材育成を行い、復旧を支える人材等の確保へとつなげる。 （地域防災力強化事業）〈防災危機管理室〉【再掲】 ○自主防災組織役員等の福岡県主催の防災リーダー研修への派遣や、防災士の養成研修やスキルアップ研修会を開催するとともに、地形や過去の災害など、地域の特性に応じた防災訓練等の開催支援を行う。 ○地域の防災活動と連携した学校での防災学習を実施する。	

- 自主防災組織の支援強化のため、専門機関が開催する研修会へ職員を派遣する。
- 各浸水想定区域図や警戒区域図、指定避難所等を 1 冊の冊子にまとめたハザードマップを作成し、全世帯に配布することで自宅周辺等のリスクを周知する。

重要業績指標	現状値（R4 年度）	目標値（R10 年度）
校区まちづくり協議会の年間事業数(平均)	16 回	18 回
地域コミュニティに関する啓発及び人材育成に関する事業の件数	66 回	91 回
地域や学校などでの防災訓練等の実施回数 【再掲】	44 回/年	40 回/年 以上

分類番号	リスクシナリオ（起きてはならない事態）	
5-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	
現状・課題等		
（世界遺産保存・整備事業） 災害発生後は、市内の文化財を点検（所有者等への連絡・現状確認）し、被災（き損・滅失等）が確認された文化財については、国・県等関係部局と協議の上、修復を行っている。今後、国指定重要文化財をはじめとする文化財について、防災のための保存整備（耐震対策工事等）を計画的に実施する必要がある。 （校区まちづくり協議会等活動支援事業、地域コミュニティ啓発・人材育成事業）【再掲】 地域の復興には、行政のみならず自助・共助の考えに基づく地域の人材による復興に向けた取り組みが必要であるが、高齢化や人口減少などによる地域の人材不足が地域コミュニティ組織の課題となっていることから、これらの解消に向けた取り組みが必要である。		
事業の推進方針		
（世界遺産保存・整備事業）〈世界遺産・文化財室〉 ○国指定重要文化財三池炭鉱宮原坑第二巻揚機室に防災設備を設置する（令和 5～6 年度）。 ○令和 2 年 7 月豪雨により被災・き損した文化財について、災害復旧工事を実施する。 ○市内の文化財について、防災設備等の整備を推進するとともに、災害により被災した場合は国・県等関係部局と協議の上、災害復旧への対応を実施する。 （校区まちづくり協議会等活動支援事業）〈地域コミュニティ推進課〉【再掲】 ○市民の校区まちづくり協議会への加入率の向上を図るとともに、加入促進活動を通じた地域の人材の発掘も行い、復興を支える人材等の確保へと繋げる。 ○防災に関する活動を行う組織（自主防災組織）に対して、校区まちづくり協議会への加入を促進し、校区内の防災対策の充実を図る。 （地域コミュニティ啓発・人材育成事業）〈地域コミュニティ推進課〉【再掲】 ○地域コミュニティ組織に対する研修や啓発活動をとおして、地域の人材発掘・人材育成を行い、復興を支える人材等の確保へとつなげる。		
重要業績指標	現状値（R4 年度）	目標値（R10 年度）
三池炭鉱宮原坑第二巻揚機室防災設備設置工事の進捗率	0 %	50 %（R6 年度で 100%）
校区まちづくり協議会の年間事業数（平均）	16 回	18 回
【再掲】 地域コミュニティに関する啓発及び人材育成に関する事業の件数【再掲】	66 回	91 回

大牟田市地域強靱化計画

編集・発行 大牟田市防災危機管理室

〒836-8666 大牟田市有明町 2 丁目 3 番地

電話 0944-41-2894

FAX 0944-41-2895

令和 3 年 2 月発行

〈令和 6 年 4 月改定〉